

I 基本方針

厚生労働省の集計（令和5年6月1日現在）によれば、民間企業に雇用されている障害者数は約64万2千人、実雇用率は2.33%、ともに過去最高を更新した。雇用者のうち、身体障害者、知的障害者、精神障害者、いずれも前年より増加しているが、特に精神障害者の伸び率（18.7%）が大きかった。

令和4年12月に、障害者総合支援法等の一部が改正され、本人の希望、就労能力、適性等にあった選択を支援する新たなサービスとして「就労選択支援」が創設された。また、令和6年4月から週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者についても、法定雇用率の算定の対象とするなど、就労支援の強化が図られる。民間企業に義務付けている障害者の法定雇用率も、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられることとなった。

こうした障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化する中、令和6年4月から「ワークサポート杉並・事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」がスタートする。

この事業推進プランでは、重度障害者や精神障害者等（以下「重度障害者等」という）からの相談が増加傾向にあることから、障害の特性を理解し、働くための基本となる知識や専門的な技能等を習得するための訓練事業（スタートアッププログラム）を新たに計画化した。また、短時間雇用を含めた多様な就労先を開拓するなど、重度障害者等を対象とした就労支援を拡充する。

これらの事業を重点的に取り組むほか、これまでの実績や社会環境の変化などを踏まえ、事業推進プランや定款に掲げる各事業を着実に実行し、数値目標の達成を目指していく。

なお、各種事業の実施に当たっては常に見直しを行い、より効果的・効率的な事業執行に努める。併せて、こうした事業を支える職員のワークライフバランスと健康管理の充実に留意するとともに、人材育成計画に基づいて職員の能力・技能のより一層の向上を図る。